別記

第一区分　その掃立てに係る収繭量（基準収繭量を算定する基礎とされた収繭量とする。以下同じ。）の合計に対する種繭の収繭量の割合（以下「種繭収繭量割合」という。）が三〇パーセント未満の者

第二区分　種繭収繭量割合が三〇パーセント以上七〇パーセント未満の者

第三区分　種繭収繭量割合が七〇パーセント以上の者

○農林水産省告示第二千四百号

農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百二十条の十四第二項の規定に基づき、平成二十八年産の春植えばれいしょに係る同項の農林水産大臣が定める地域及び千キログラム当たり共済金額の範囲を次のように定める。

平成二十七年十月二十七日

農林水産大臣　森山　裕

平成二十八年産の春植えばれいしょに係る農業災害補償法第百二十条の十四第二項の農林水産大臣が定める地域は、次の表の上欄に掲げる区分ごとに同表の中欄に掲げる地域とし、当該春植えばれいしょに係る千キログラム当たり共済金額の範囲として同項の規定により農林水産大臣が定める二以上の金額は、同表の上欄に掲げる区分ごと及び同表の中欄に掲げる地域ごとに、それぞれ同表の下欄に定めるとおりとする。

農業災害補償法第百二十条の十二第一項第一号の農林水産大臣が定める区分	地域	千キログラム当たり共済金額の範囲
一類	北海道及び東京都の区域	一三、二二〇円、一一、九九〇円、一〇、五八〇円、九、二五〇円、七、九三〇円（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）第五条第一項の規定に基づき同法第三条第一項第二号の交付金の交付の申請をする者であって、同法第二条第四項各号に掲げる要件に該当するものが耕作の業務を営む耕地に係る春植えばれいしょにあっては、一八、四三〇円、一六、三八〇円、一五、三四〇円、一三、二二〇円、一一、九九〇円、一〇、一八〇円、九、二五〇円、七、九三〇円）
	福島県の区域	四一、六九〇円、三七、五二〇円、三三、三五〇円、二九、一八〇円、二五、〇一〇円
	熊本県の区域	三九、九三〇円、三五、九四〇円、三一、九四〇円、二七、九五〇円、二三、九六〇円
	宮崎県の区域	五三、二〇〇円、四七、八八〇円、四二、五六〇円、三七、二四〇円、三一、九二〇円
	鹿児島県の区域	五二、三一〇円、四七、〇八〇円、四一、八五〇円、三六、六二〇円、三一、三九〇円
二類	北海道及び東京都の区域	三二、一一〇円、二八、九〇〇円、二五、六九〇円、二二、四八〇円、一九、二七〇円
	福島県の区域	四一、六九〇円、三七、五二〇円、三三、三五〇円、二九、一八〇円、二五、〇一〇円
	熊本県の区域	三九、九三〇円、三五、九四〇円、三一、九四〇円、二七、九五〇円、二三、九六〇円
	宮崎県の区域	五三、二〇〇円、四七、八八〇円、四二、五六〇円、三七、二四〇円、三一、九二〇円
	鹿児島県の区域	五二、三一〇円、四七、〇八〇円、四一、八五〇円、三六、六二〇円、三一、三九〇円
三類	北海道及び東京都の区域	六〇、七九〇円、五四、七一〇円、四八、六三〇円、四二、五五〇円、三六、四七〇円
	長野県の区域	九一、八〇〇円、八二、六二〇円、七三、四四〇円、六四、二六〇円、五五、〇八〇円
	長崎県の区域	一七六、二三〇円、一五八、六一〇円、一四〇、九八〇円、一二三、三六〇円、一〇五、七四〇円
	熊本県の区域	九一、一一〇円、八二、〇〇〇円、七二、八九〇円、六三、七八〇円、五四、六七〇円
	北海道及び東京都の区域	四三、三六〇円、三九、〇二〇円、三四、六九〇円、三〇、三五〇円、二六、〇二〇円
	福島県の区域	五八、五四〇円、五二、六九〇円、四六、八三〇円、四〇、九八〇円、三五、一二〇円
	長野県のうち小諸市、佐久市、東御市及び北佐久郡の区域	七六、七八〇円、六九、一〇〇円、六一、四二〇円、五三、七五〇円、四六、〇七〇円
	長野県のうち小諸市、佐久市、東御市及び北佐久郡以外の区域	四二、二五〇円、三八、〇三〇円、三三、八〇〇円、二九、五八〇円、二五、三五〇円
	長崎県の区域	九三、六二〇円、八四、二六〇円、七四、九〇〇円、六五、五三〇円、五六、一七〇円
	熊本県の区域	六五、〇八〇円、五八、五七〇円、五二、〇六〇円、四五、五六〇円、三九、〇五〇円
	鹿児島県の区域	八九、〇二〇円、八〇、一二〇円、七一、二二〇円、六二、三一〇円、五三、四一〇円
四類		

○中部地方整備局告示第百三十一号

浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第十三条第一項の規定に基づき、平成二十七年十月一日付けをもって次のように工場において製造される浄化槽の型式を認定したので、同法第十九条の規定に基づき公示する。

平成二十七年十月二十七日

中部地方整備局長　茅野　牧夫

建築基準法第68条の25第1項の規定に基づき、同法施行令第35条第1項の規定に適合：担体流動ろ過循環方式

製造者の住所・氏名	愛知県名古屋市中村区太閤四丁目2番8号　藤吉工業㈱ 代表取締役社長　加藤　靖始
工場の所在地及び名称	滋賀県湖南市高松町2－1　㈱クボタ　滋賀工場 沖縄県うるま市具志川3445番地　㈲三和工業